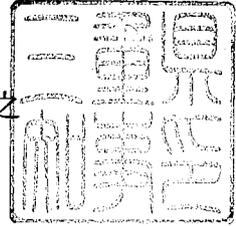


総務第 01-135 号  
令和 8 年 3 月 4 日

三重県議会議長 様

三重県知事 一見 勝之



回 答 書

令和 8 年 2 月 18 日付け三議第 260 号で送付のありました吉田紋華議員の質問について、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務部総務課

(電話 059 (224) 2056)

回答担当

(1) 環境生活部

ダイバーシティ社会推進課

(電話 059 (222) 5974)

(2) (3) (4) 総務部人事課

(電話 059 (224) 2103)



(別紙)

1 質問項目及び内容

「三重県庁の職員採用における国籍要件の撤廃」の方針や県の姿勢について

- (1) 三重県は全国のなかでも、総人口に占める外国人住民の割合の高い（令和6年1月1日現在、3.56%で全国第4位）地域であり、多文化共生の推進への取り組みへの長年の取り組みがある。そのような三重県に住む「外国籍」住民の多様な背景、ルーツ、歴史をどのように捉えているか、具体的に明らかにされたい。

2 回答

三重県で暮らす外国人住民の国籍・地域数は110に及んでおり、多様な背景やルーツ、歴史があります。県としては、外国人住民が有している個々の背景やルーツ、歴史にかかわらず、全ての外国人住民が地域社会の一員として、安全に安心して暮らせる多文化共生社会をつくることが重要であると考えています。

1 質問項目及び内容

「三重県庁の職員採用における国籍要件の撤廃」の方針や県の姿勢について

- (2) 三重県が1999年(平成11年)に国籍要件を撤廃した過去の経緯をどう捉えているのか。当時掲げていた「バリアフリー社会づくり」とは、具体的にどのような課題を解決する意図があったのか明らかにされたい。

2 回答

1999年(平成11年)当時の総合計画である三重のくにづくり宣言において、「バリアフリー社会づくり」を掲げ、人権が尊重される三重をつくる条例に基づき策定した三重県人権施策基本方針において、「異なる国籍・文化的背景をもった人びとが、さまざまな文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊敬しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要がある」との課題認識のもと、外国人の社会参画を推進するための諸制度の見直しに取り組むこととし、その一環として、職員採用の面においても国籍要件を見直したものです。

1 質問項目及び内容

「三重県庁の職員採用における国籍要件の撤廃」の方針や県の姿勢について

- (3) 2025年12月1日に知事は、「私たちは決して排外主義、排他主義を取りません。なぜなら排他主義や差別は第二次世界大戦中にヨーロッパで起こった民族の大量虐殺、これに結びつくおそれもあると考えるからであります。」と答弁し、青森宣言を参照しました。「国籍要件復活」は、それに自ら逆行し、矛盾する姿勢なのではないか。「県としては、排外主義や排他主義をとるもので

はない」としているが、差別・排外主義的であるという多方面からの指摘をどう受け止めているのか。

## 2 回答

現在、三重県内においては、全人口に占める外国人住民の割合は増加しており、今後も、三重県では外国人住民を地域を共につくる当事者として位置づけ、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげるとともに、外国人住民への不当な差別や人権侵害のない、誰もが安心して暮らし、活躍することができる社会の実現をめざして、多文化共生に関する施策を一層強力に推進していくこととしています。

一方で、県職員の採用という側面からは、近年、社会情勢、国際情勢が大きく変化しており、世界の中では、国内外の自国民に対して法律で自国の情報活動に協力する義務を課すとともに協力者を保護する等を内容とする法律を定める国があらわれてきました。これにより自国でこうした法律を持つ外国籍の方が県職員になった場合、情報漏洩のリスクが高まることが懸念されるとともに、自国の法律と守秘義務を課す日本の法律との間で板挟みとなる外国籍職員の人権に配慮する必要もあります。

現在、県内外の多くの方や団体等からさまざまなご意見をいただいておりますが、今回は、国の情報（政府要人の移動情報等）や多くの県民の個人情報などの重要な情報に接することの多い県職員について、情報漏洩リスクの低減等に向けて、国籍要件を設けている日本政府や 35 都道府県の状況も勘案しながら、外国籍職員の採用のあり方を含め検討することとしたところです。これは、排外主義や排他主義を取らないという考えと矛盾するものではなく、引き続き丁寧に説明していきます。

## 1 質問項目及び内容

「三重県庁の職員採用における国籍要件の撤廃」の方針や県の姿勢について

(4) 職員による情報漏洩リスク管理については、国籍関わらず重要な問題である。

守秘義務順守や、コンプライアンス規則の強化等で対策することなど、国籍要件以外での方策はできないのか。

## 2 回答

県職員は地方公務員法第 34 条において「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と定められており、同法第 60 条において違反した場合には、「一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金」に処されるものとされています。また、「三重県懲戒処分の方針」においては、免職又は停職とすることを定めています。

職員による情報漏洩のリスク管理については重要な課題であり、社会情勢の変化に合わせて、情報セキュリティの強化やコンプライアンス意識の向上などを行うこ

とにより、取組の強化に努めているところです。

しかしながら、他国の法律によって情報活動への協力が義務付けられている場合における、国の情報（政府要人の移動情報等）や多くの県民の個人情報などの重要な情報の漏洩リスクを低減させる方策について、外国籍職員の採用のあり方も含め検討していく必要があると考えているところです。